

☆ポイント2 所得税と住民税との合計税額は変わりません

税源移譲はあくまで国から地方へ税源を移譲することが目的とされていますので、個々の所得税と住民税の合計負担税額が変わらないように、住民税の税率改正に合わせて次の改正が行われます。

1 所得税の税率が改正されました。

住民税の税率が一律10%になるのに伴い、平成19年分以降の所得税の税率は、現在の4段階からは6段階に変更されています。これにより、ほとんどの方は所得税が減額となり、収入状況や扶養状況が変わらなければ、税源移譲が行われる前と後では、所得税と住民税との合計負担税額は変わらないようになっています。

平成18年分まで

課税所得	税 率	速算控除
330万円以下	10%	0円
330万円超900万円以下	20%	330,000円
900万円超1,800万円以下	30%	1,230,00円
1,800万円超	37%	2,490,000円

平成19年分から

課税所得	税 率	速算控除
195万円以下	5 %	0円
195万円超330万円以下	10 %	97,500円
330万円超695万円以下	20 %	427,500円
695万円超900万円以下	23 %	636,000円
900万円超1,800万円以下	33 %	1,536,000円
1,800万円超	40 %	2,796,000円

○税額の求め方＝課税所得×税率－速算控除

計算例：18年分…課税所得300万円×10%－速算控除 0円＝300,000円

19年分…課税所得300万円×10%－速算控除 97,500円＝202,500円

差引 97,500円の減

2 人的控除額の差に基づく負担増を調整する「調整控除」が創設されました。

所得税と住民税では、人的控除額に差(下表参照)がありますので、同じ収入金額でも住民税の課税所得金額は、所得税よりも多くなり、住民税の税率を10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。そこで、人的控除額の差に基づく調整をするため、平成19年度以降の住民税の所得割額から次の額を控除します。

■課税所得金額が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか小さい金額の5%

- ①所得税との人的控除額の差額の合計額
②住民税の合計課税所得金額

■課税所得金額が200万円超の場合

〔人的控除額の差額の合計額〕

(住民税の合計課税所得金額－200万円)の5%

※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

◎主な人的控除額とその差額

	基礎控除	配 偶 者 控 除		扶 養 控 除			
		一 般	老 人	一 般	特 定	老 人	同居老親等
所 得 税	38万円	38万円	48万円	38万円	63万円	48万円	58万円
住 民 税	33万円	33万円	38万円	33万円	45万円	38万円	45万円
控除額の差	5万円	5万円	10万円	5万円	18万円	10万円	13万円

3 住民税における住宅借入金等特別税額控除が創設されます(平成20年度住民税分から適用)。

所得税で住宅ローン控除の適用を受けている方は、所得税から住民税への税源移譲により所得税額が減額されるため、減額後の所得税額から住宅ローン控除額を控除しきれなくなる場合があります。

このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、市への申告により、平成20年度分以降の住民税所得割額からも控除する経過措置が設けられました。

対象者	次の①または②の方 ①税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 ②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方
計算方法	次の①、②のいずれか少ない金額 住宅ローン控除 = ①前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 - 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額 ②税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額
申告	対象となる方は、その年の3月15日(平成20年は3月17日)までに、市税務課に申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出することになります。